

岩手県監査委員告示第24号

監査結果の公表（平成23年岩手県監査委員告示第7号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県医療局長から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年5月13日

岩手県監査委員 千葉 康一郎  
岩手県監査委員 樋下 正信  
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎  
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 監査対象機関名 岩手県立山田病院

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成22年10月27日

(2) 本監査実施日 平成22年12月16日

3 監査結果の公表の日 平成23年2月4日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
資金前渡金の精算に当たり、資金前渡精算書を作成していないものが11件、42,240円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	資金前渡金の経理については、報酬からの控除を行わないこととし、納入通知書を交付して納入通知書原簿により適正に管理することとした。